

西条市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び西条市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、西条市の人事行政の運営等の状況の概要について、公表します。
 なお、ご不明な点やご質問等がありましたら、次までお問い合わせください。

◆西条市総務部職員課 Tel 0897(52)1208・1229

第1 職員の任免に関する状況

1 職員の任免状況 (単位：人)

区 分	採 用	退 職		
		定 年	自己都合・勸奨 その他	計
一 般 行 政 職	49	28	14	42
技 能 労 務 職		1	1	2
計	49	29	15	44

(注) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの人数

2 採用試験の実施状況 (平成27年度)

種 類	試 験 区 分	内 容
西条市職員 採用試験	一般事務(上級)	≪1次試験≫ ・教養試験 ・専門試験(上級、土木技術初級、保健師、保育士及び幼稚園教諭) ・適性検査(一般事務初級、消防) ・書類審査(上級：スポーツ枠、実務経験者枠) ≪2次試験≫ ・作文 ・個別面接 ・体力試験(消防のみ) ・集団討論(上級：スポーツ枠、実務経験者枠以外) ・性格検査(消防以外)
	一般事務(上級：スポーツ枠)	
	一般事務(初級)	
	一般事務(初級：身体障がい者対象)	
	土木技術(上級)	
	土木技術(初級)	
	消防(上級)	
	消防(初級)	
	保健師	
	保育士及び幼稚園教諭	
	土木技術(実務経験者枠)	
	建築技術(実務経験者枠)	
電気技術(実務経験者枠)		

第 2 職員の給与及び職員数の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（平成27年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (H28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A
27年度	112,230人	47,937,776千円	3,213,266千円	7,656,179千円	16.0%

(注) 人件費には、市長などの特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

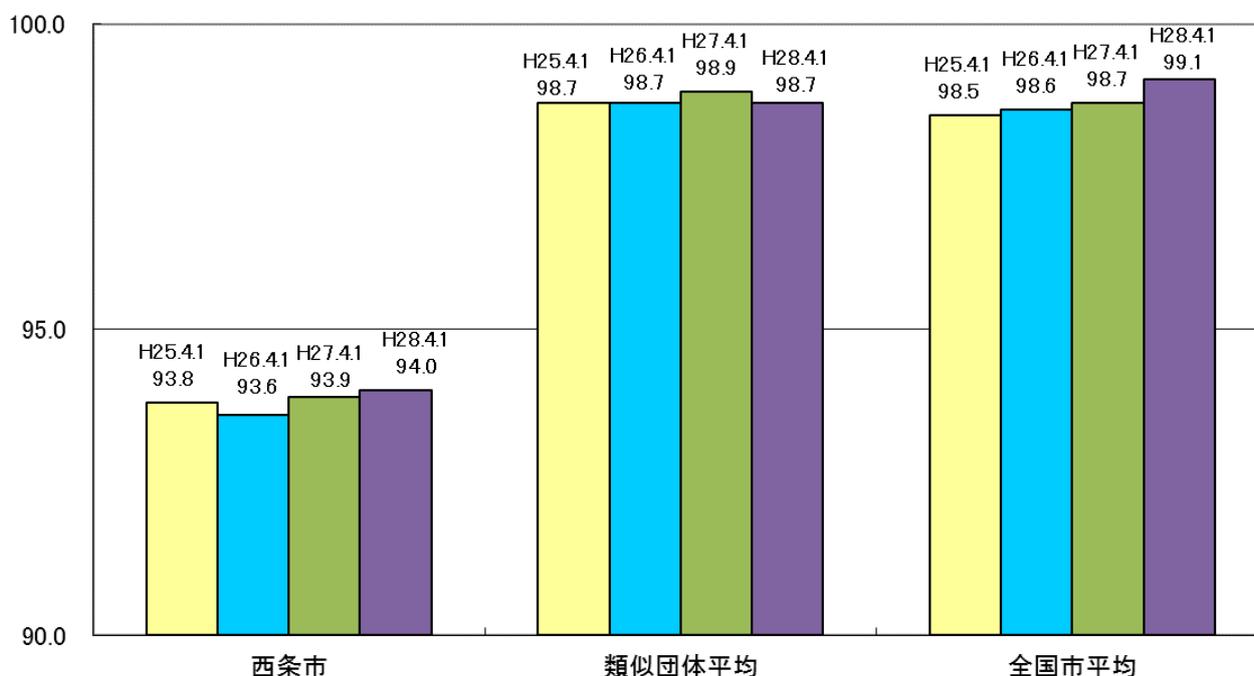
(2) 職員給与費の状況（平成27年度普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	888人	3,050,056千円	446,098千円	1,142,015千円	4,638,169千円	5,223千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
 2 職員数は平成27年4月1日の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(参考)
類似団体平均 一人当たり給与費
6,243 千円

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。若年層については、初任給に係る号給は引下げなし。高齢層については、官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

技能労務職給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

平成27年4月1日より支給を実施。支給割合については、国と同じ基準で、平成30年3月31日まで段階的に見直しを実施。

【参考】東京都特別区：18%→20% 大阪府大阪市：15%→16%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成28年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
西条市	43.1歳	312,700円	364,218円	339,029円
愛媛県	44.7歳	340,457円	433,564円	—
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	42.3歳	318,431円	403,131円	358,716円

イ 技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
西条市	50.6歳	60人	276,928円	287,290円	282,983円	—	—	—	—
うち 学校給食調理員	51.4歳	46人	278,387円	286,987円	284,265円	調理士	44.6歳	218,900円	1.31
うち 庁務員	50.1歳	10人	276,180円	296,871円	284,170円	用務員	55.2歳	199,900円	1.49
うち その他	42.5歳	4人	262,025円	266,825円	265,275円	—	—	—	—
愛媛県	51.2歳	244人	331,345円	369,880円	—	—	—	—	—
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円	—	—	—	—
類似団体	50.7歳	47人	323,536円	363,138円	351,839円	—	—	—	—

区 分	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
西条市	—	—	—
うち 学校給食調理員	4,660,685円	2,919,600円	1.60
うち 庁務員	4,752,137円	2,732,900円	1.74
うち その他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用（平成25年～27年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注) 2 「平均給与月額」とは、平成28年4月に支給された給料のほか、各種手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当など）を含めた額であり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		西条市	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	180,730円	一般職 176,700円
	高校卒	144,600円	147,313円	一般職 144,600円
技能労務職		134,000円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

区 分		経験年数15年	経験年数20年	経験年数24年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	288,468円	324,672円	352,159円	376,427円
	高校卒	—	298,060円	329,300円	352,333円
技能労務職		—	263,000円	266,300円	279,200円

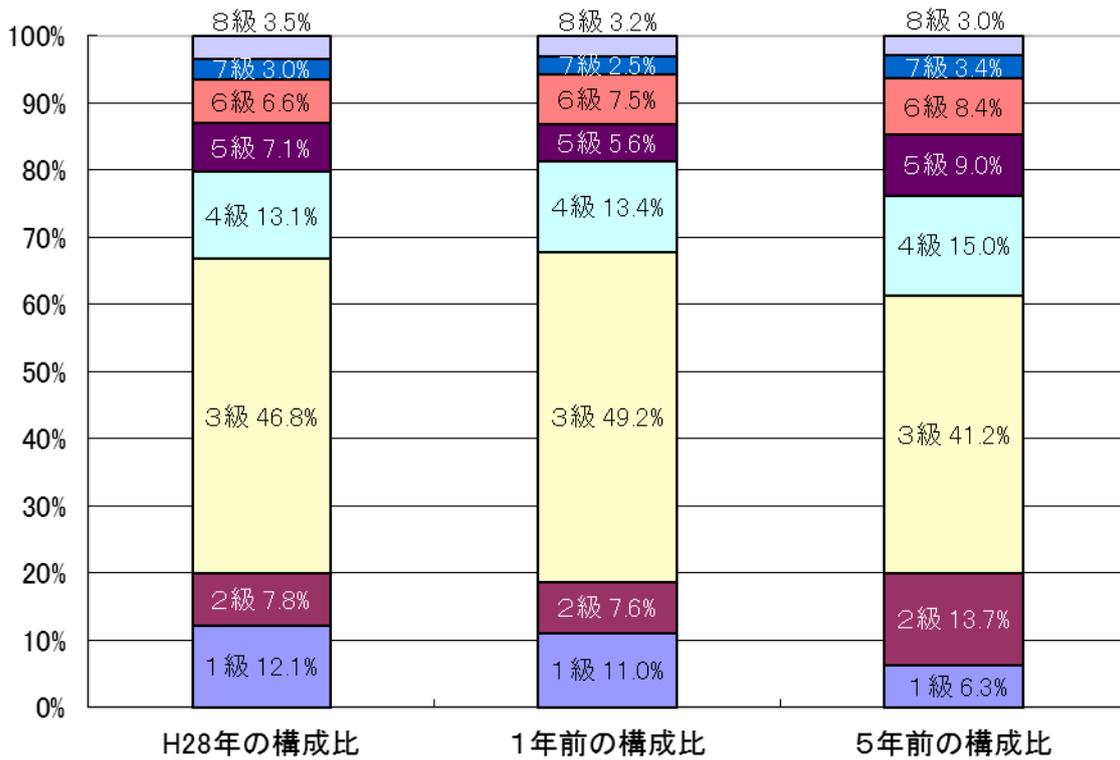
(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事 技師	72人	12.1%	140,100円	246,100円
2級	主任	46人	7.8%	190,200円	303,000円
3級	係長 主査	278人	46.8%	226,400円	348,800円
4級	専門員	78人	13.1%	259,900円	379,800円
5級	副課長	42人	7.1%	286,200円	391,800円
6級	課長 主幹	39人	6.6%	317,000円	409,000円
7級	副部長	18人	3.0%	361,300円	443,700円
8級	部長	21人	3.5%	406,900円	467,400円
合 計		594人	100%		

(注) 1 西条市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	西条市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西条市	愛媛県	国
1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,344千円	1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,581千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45月分) (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45月分) (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45月分) (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成28年度中における運用	西条市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (平成28年4月1日現在)

西 条 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
※退職手当調整額			※退職手当調整額		
職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、在職期間のうち、その月額の高いほうから60月分の合計額を加算			職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、在職期間のうち、その月額の高いほうから60月分の合計額を加算		
※定年前早期退職特別措置			※定年前早期退職特別措置		
(2%～45%加算)			(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 1,744万円			1人当たり平均支給額 —		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)			3,326千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)			554,394円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	18.5%	5人	18.5%
大阪府大阪市	15.5%	1人	15.5%
岡山県岡山市	3.0%	0人	3.0%
香川県高松市	6.0%	0人	6.0%

(4) 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)		7,378千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)		42,402円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成27年度)		18.1%	
手当の種類 (手当数)		12	
手当の名称	主な支給対象職員	支給単価	支給実績 (平成27年度決算)
感染症防疫手当	感染症患者又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の搬送、消毒その他処理作業に従事した職員	1回 960円	0円

救急手当(死亡人処理)	死体処理作業に従事した職員	1 体 9,600円	0円
〃 (傷病者)	救急車をもってする傷病者の救急作業に従事した職員	1 人 320円	4,548千円
滞納処分手当 (動産差押)	市税その他課徴金の滞納処分による動産又は有価証券の差押事務に従事した職員	1 件 510円	0円
〃 (その他の物件差押)	市税その他課徴金の滞納処分による動産又は有価証券以外の差押事務に従事した職員	1 件 390円	367千円
〃 (物件引揚)	差し押えた動産又は有価証券の引揚作業に従事した職員	1 件 840円	0円
税務手当	外出勤務して市税の徴収事務に従事することを常態とした職員	1 日 390円	891千円
社会福祉業務手当	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく事務に従事することを常態とした社会福祉主事又は査察指導員	1 日 350円	658千円
犬猫等処理手当	犬・猫等の死体処理又は捕獲した野犬の処理作業に従事した職員	1 件 910円	502千円
消防職員手当	消火作業又は救助作業に従事した職員	1 件 500円	277千円
潜水作業手当	潜水作業に従事した職員	1 日 460円	0円
高所危険手当	屈折はしご付消防自動車により、高所で行う消火作業等に従事するもの又は地上 10 メートル以上の高所における不安定な箇所で検査等の業務に従事した職員	1 件 390円	0円
用地買収交渉手当	用地買収の交渉業務に従事することを常態とした職員	1 日 300円	69千円
有害物取扱手当	化学分析センターに勤務し、有害な物質の分析業務に従事することを常態とした職員	1 日 290円	66千円
清掃作業手当	ひうちクリーンセンター又は道前クリーンセンターに勤務し、場内の清掃作業に従事することを常態とした職員	1 日 300円	0円

○支給職員数、支給額の多い手当：救急手当、税務手当、社会福祉業務手当、犬猫等処理手当

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成27年度決算)	180,666千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	251千円
支給実績 (平成26年度決算)	196,053千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	275千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) です。

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

主な手当名	内容及び支給月額	国の制度との異同	支給実績 (H27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 親族(子等) 1人目 6,500 円 〃 (配偶者がない) 11,000 円 2人目以降 6,500 円 [15歳に達する日後の最初の4月1日から、 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで の子1人につき5,000円加算]	同	120,051 千円	239,624 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じた額を支給 借家居住者 支給限度額 27,000 円 (家賃55,000円以上)	同	55,249 千円	300,268 円
通勤手当	交通機関利用者(JR、バス等利用者) 負担している支給単位期間(最長6か月間)の通勤に要する運賃等の額により支給 支給限度額(月額) 55,000 円 交通用具使用者(自動車、バイク等使用者) 通勤距離(片道)により支給 2km以上 ~ 5km未満 2,000 円 5km以上 ~ 10km未満 4,200 円 10km以上 ~ 15km未満 7,100 円 15km以上 ~ 20km未満 10,000 円 20km以上 ~ 25km未満 12,900 円 25km以上 ~ 30km未満 15,800 円 30km以上 ~ 35km未満 18,700 円 35km以上 ~ 40km未満 21,600 円 40km以上 ~ 45km未満 24,400 円 45km以上 ~ 50km未満 26,200 円 50km以上 ~ 55km未満 28,000 円 55km以上 ~ 60km未満 29,800 円 60km以上 31,600 円	同	52,030 千円	70,598 円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	給料月額又は報酬月額		期 末 手 当
		類似団体の最高/最低額	
市 長 副 市 長	913,000 円 721,000 円	1,030,000 円 / 609,700 円 865,000 円 / 592,800 円	(平成27年度) 3.15月分 3.15月分 ○役職者加算 15%
議 長 副 議 長 議 員	456,000 円 393,000 円 366,000 円	702,000 円 / 440,000 円 666,000 円 / 390,000 円 612,000 円 / 366,000 円	(平成27年度) 3.15月分 3.15月分 3.15月分 ○役職者加算 15%
退職 手 当	市 長 副 市 長	≪算定方式、支給時期及び1期の手当額≫ 913,000 円 × 在職年数 × 550 / 100 (任期毎) 20,086,000 円 721,000 円 × 在職年数 × 400 / 100 (任期毎) 11,536,000 円	

(注) 1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在） (人)

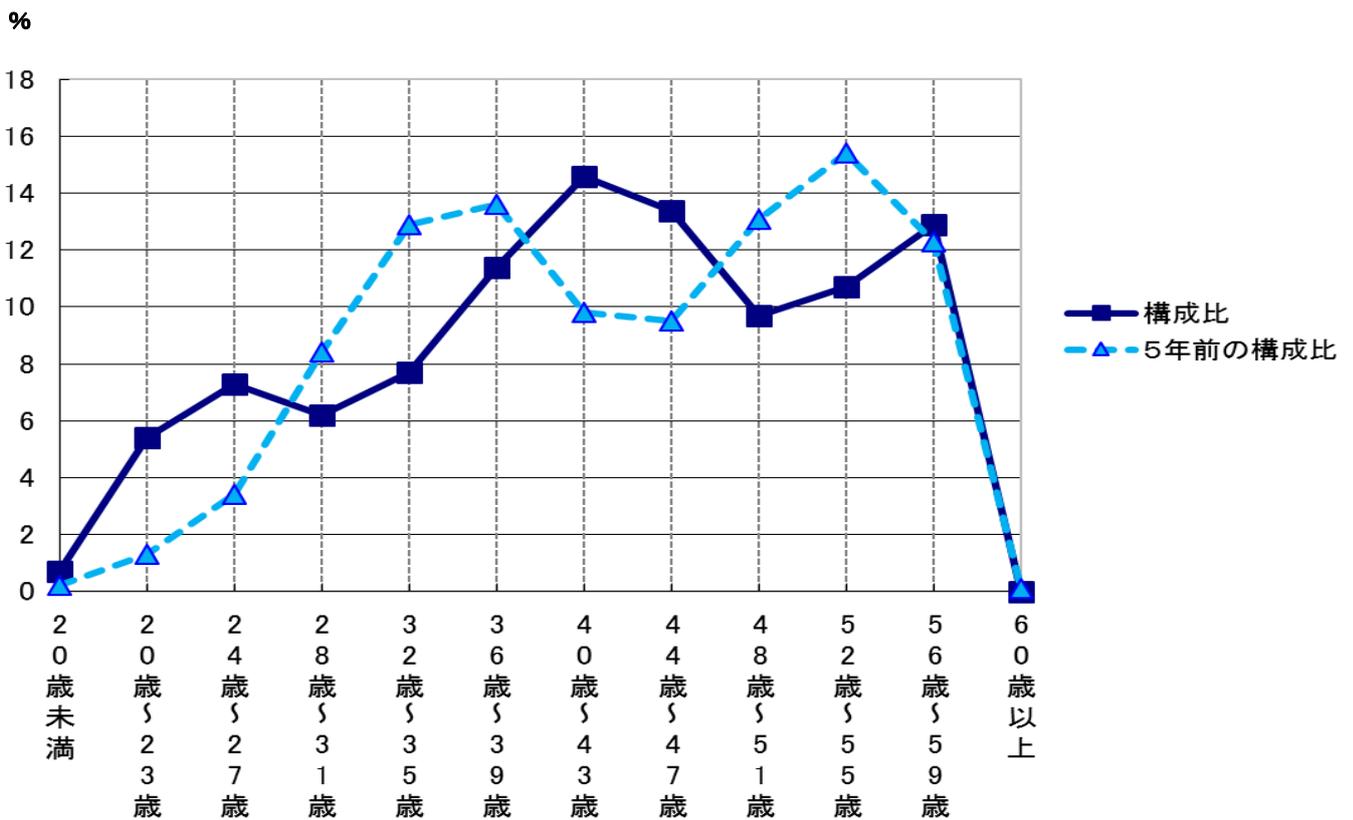
部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	9	9	0	業務体制の強化・見直し等による。
		総務	191	200	9	
		税務	48	47	▲1	
		民生	130	134	4	
		衛生	58	56	▲2	
		労働	1	1	0	
		農水	61	59	▲2	
		商工	26	25	▲1	
	土木	84	83	▲1		
		計	608	614	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.71人 (類似団体人口1万人当たり職員数 50.05人)
	教育部門	137	132	▲5	退職不補充、業務体制の見直し等による。	
	消防部門	143	143	0		
	小 計	888	889	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.21人 (類似団体人口1万人当たり職員数 65.39人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	17	17	0	業務体制の見直し等による。	
	下 水 道	27	28	1		
	そ の 他	42	41	▲1		
	小 計	86	86	0		
合 計		974 [1,154]	975 [1,154]	1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.88人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する休職者と派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員を除いています。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	7	53	71	60	75	111	142	131	95	104	126	0	975
割合(%)	0.7	5.4	7.3	6.2	7.7	11.4	14.6	13.4	9.7	10.7	12.9	0	100



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	639	631	616	604	608	614	▲25 (▲3.9%)
教育	146	139	139	140	137	132	▲14 (▲9.6%)
消防	134	143	142	143	143	143	9 (6.7%)
普通会計	919	913	897	887	888	889	▲30 (▲3.3%)
公営企業会計等	91	87	89	85	86	86	▲5 (▲5.5%)
総合計	1,010	1,000	986	972	974	975	▲35 (▲3.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

【水道事業】

(1) 職員給与費の状況（平成27年度決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)26年度の 総費用に占める 職員給与費比率
27年度	838,369千円	15,637千円	75,751千円	9.0%	9.3%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	14人	50,961千円	5,726千円	19,064千円	75,751千円	5,411千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 6,190 千円

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
西条市水道事業	40.6歳	294,520円	327,269円

- (注) 1 基本給は、職員の給料、扶養手当の合算額の平均です。
2 平均月収額は職員の基本給と毎月支払われる各種手当（通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当等）を含めたものの平均です。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

西条市水道事業	西条市（企業職員除く）
1人あたり平均支給額（平成27年度） 1,362千円	1人あたり平均支給額（平成27年度） 1,344千円
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45 月分) 勤勉手当 1.6 月分 (0.75) 月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45 月分) 勤勉手当 1.6 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 左に同じ

- (注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当（平成28年4月1日現在）

西条市水道事業			西条市（企業職員除く）	
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	左に同じ	
勤続25年	29.145月分	34.5825月分		
勤続35年	41.325月分	49.59月分		
最高限度額	49.59月分	49.59月分		
その他の加算措置				
※退職手当調整額				
職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、在職期間のうち、その月額の高いほうから60月分の合計額を加算				
※定年前早期退職特別措置				
(2%～45%加算)				
1人当たり平均支給額（平成27年度）			1人当たり平均支給額（平成27年度）	
支給なし			1,744万円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

③特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）	0円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	0%	
手当の種類（手当数）	0	
手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
—	—	—

④時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	696千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	58千円
支給実績（平成26年度決算）	802千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	73千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

⑤その他の手当（平成28年4月1日現在）

主な手当名	内容及び支給月額	一般行政職との異同	支給実績 (H27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 親族（子等） 1人目 6,500 円 〃（配偶者が不在） 11,000 円 2人目以降 6,500 円 〔15歳に達する日以後の最初の4月1日から、 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで の子1人につき5,000円加算〕	同	2,461 千円	307,563 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 に対し、負担している家賃の額に応じた額を支給 借家居住者 支給限度額 27,000 円 （家賃55,000円以上）	同	1,206 千円	301,500 円
通勤手当	交通機関利用者（JR、バス等利用者） 負担している支給単位期間（最長6か月間） の通勤に要する運賃等の額により支給 支給限度額（月額） 55,000 円 交通用具使用者（自動車、バイク等使用者） 通勤距離（片道）により支給 2 km 以上 ～ 5 km 未満 2,000 円 5 km 以上 ～ 10 km 未満 4,200 円 10 km 以上 ～ 15 km 未満 7,100 円 15 km 以上 ～ 20 km 未満 10,000 円 20 km 以上 ～ 25 km 未満 12,900 円 25 km 以上 ～ 30 km 未満 15,800 円 30 km 以上 ～ 35 km 未満 18,700 円 35 km 以上 ～ 40 km 未満 21,600 円 40 km 以上 ～ 45 km 未満 24,400 円 45 km 以上 ～ 50 km 未満 26,200 円 50 km 以上 ～ 55 km 未満 28,000 円 55 km 以上 ～ 60 km 未満 29,800 円 60 km 以上 31,600 円	同	820 千円	63,046 円

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間等

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
40時間	8時間	8時30分	17時15分	45分	15分×2回	土・日曜日

(注) 勤務課所によっては、始業、終業、週休日等が異なる場合があります。

2 休暇

種類		休暇の概要、取得要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	1年につき20日(20日以内の繰越があります。)
	病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 公務災害、通勤災害の場合は必要と認められる期間 結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については、90日を超えない範囲で必要と認められる期間
	特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により、職員が勤務しないことが相当である場合 主な休暇 産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇など	産前休暇 8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出した場合に出産の日まで 産後休暇 出産の日の翌日から8週間 忌引 父母の場合7日など 結婚休暇 連続する7日以内 子の看護 5日以内
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間

第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分（平成27年度）

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	0
心身の故障の場合	—	—	11	—	11
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	0
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	0
失職した場合	—	—	—	—	0
合計	0	0	11	0	11

（注）1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

2 懲戒処分（平成27年度）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	1	—	—	—	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	0
合計	1	0	0	0	1

（注）1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

第5 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の取得状況（平成27年1月～平成27年12月）

	平均取得日数	平均取得率
全職員	9.2日	23.5%

2 育児休業等の取得状況（平成27年4月～平成28年3月）

（1）育児休業の取得状況

区分	男性	女性
新たに取得した者	0人	8人
前年度から引き続き取得した者	0人	21人

(2) 介護休暇の取得状況

	男性	女性
介護休暇取得者	2人	0人

第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況（平成27年度）

自主研修	自己啓発研修、通信教育
職場研修	部署別OJT
一般研修	新規採用職員研修、新任専門員級職員研修、新任課長級職員研修、行政実務基本研修 ほか
特別研修	接遇研修、交通安全研修、人権・同和教育研修、人事評価制度に関する研修、行政対象暴力・不当要求対応研修、男女共同参画研修 ほか
派遣研修	自治大学校、市町村アカデミー、愛媛県研修所、四国経済産業局 ほか
選択研修	特別講演会（派遣経験職員） ほか

2 勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績、勤務態度等を公正に評定することにより、個々の能力、適性等に応じた適職への配置及び昇任昇格を行うとともに、人材育成、能力開発等を図るべく人事評価制度を平成28年度より導入しております。

第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度に係る負担状況（平成27年度）

共済組合への負担金 愛媛県市町村職員共済組合	1,073,506千円
〃 公立学校共済組合愛媛支部	80,390千円
愛媛県市町村職員互助会への負担金	6,763千円
西条市職員福利厚生会への補助金	2,820千円

2 公務災害等の状況

(1) 公務災害等の認定状況（平成27年度）

公務災害	通勤災害	計
2件	1件	3件

第 8 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 27 年度における公平委員会への措置要求の状況

平成26年度末 の係属件数	平成27年度中の 要求件数	平成27年度中の 終結件数	平成28年度への 繰越件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

第 9 職員の不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 27 年度における公平委員会への不服申立ての状況

平成26年度末 の係属件数	平成27年度中の 申立件数	平成27年度中の 終結件数	平成28年度への 繰越件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(注) 職員は、懲戒その他、その意に反して不利益な処分を受けた場合に、公平委員会に対して、不服申立てを行うことができます。